常任委員会**一**覧表

資料５

|  |  |
| --- | --- |
| 委員会名 | 所管 |
| 総務 | 副首都推進局に関する事項  政策企画部に関する事項（危機管理及び安全な  まちづくりに関する事項を除く。）  総務部に関する事項  財務部に関する事項  会計局に関する事項  他の常任委員会の所管に属しない事項 |
| 警察危機管理 | 政策企画部のうち危機管理及び安全なまちづく  りに関する事項  公安委員会に関する事項 |
| 府民文化 | 万博推進局に関する事項  スマートシティ戦略部に関する事項  府民文化部に関する事項（教育に関する事項を  除く。）  ＩＲ推進局に関する事項 |
| 教育 | 府民文化部のうち教育に関する事項  教育委員会に関する事項 |
| 健康福祉 | 福祉部に関する事項  健康医療部に関する事項 |
| 環境産業労働 | 商工労働部に関する事項  環境農林水産部に関する事項 |
| 都市住宅 | 都市整備部に関する事項  大阪都市計画局に関する事項  大阪港湾局に関する事項 |

※ 常任委員会委員の定数は、委員会条例第３条の規定により１２人以内とし、議会の議決で決める。